

〈様式第3号別添1〉

1. 農用地利用計画の変更概要

(1) 土地利用の状況(変更前の状況)

単位:ha

		総面積	農 地				採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農 業 用 施設用地	森林原野	その他
				田	畑	樹園地					
行 政 区 域		32,330.0	2,253.0	522.0	1,693.0	38.0	-	-	9.0	26,619.0	3,449.0
農 業 振 興 地 域		6,320.0	1,893.0	459.0	1,399.0	35.0	-	-	4.0	3,672.0	751.0
農用地 区 域	現 況	2,766.7	1,461.4	334.3	1,092.1	35.0	-	-	4.0	1,301.3	
	用途区分		1,560.0				-	1,202.7	4.0		

(2) 農用地利用計画の変更(変更詳細は次ページ)

変 更 内 訳		増 減 面 積	農 地				採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農 業 用 施設用地	森林原野
				田	畑	樹園地				
除 外	現 況	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		▲ 0.2				0.00	0.00	0.00	
編 入	現 況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
用途区分	現 況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
計	現 況	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		▲ 0.2				0.0	0.0	0.0	

(3) 変更後の農用地利用計画(今後管理する農用地区域)

		総面積	農 地				採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農 業 用 施設用地	森林原野
				田	畑	樹園地				
農用地 区 域	現 況	2,766.5	1,461.2	334.1	1,092.1	35.0	-	-	4.0	1,301.3
	用途区分		1,559.8				-	1,202.7	4.0	

〈様式第3号別添2〉

(2)の農用地利用計画の変更内容(前ページ(2)の内訳)

単位:㎡

変更理由	件数	土地区分	増減 面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	山林原野	備考
				田	畑	樹園地					
太陽光発電設備整備	1	現況	▲ 1,737	▲ 1,737	▲ 1,737						
		用途区分		▲ 1,737							
		現況		0							
		用途区分		0							
		現況		0							
		用途区分		0							
		現況		0							
		用途区分		0							
		現況		0							
		用途区分		0							
		現況		0							
		用途区分		0							
		現況		0							
		用途区分		0							
合 計	1	現況	▲ 1,737	▲ 1,737	▲ 1,737	0	0	0	0	0	
		用途区分		▲ 1,737			0	0	0		

〈様式第3号別添3〉

1 農用地区域からの除外一覧

番号	地区名	地番	面積(㎡)	登記地目	除外理由
1	日頃市	日頃市町字上宿78番11	1,737	原野	太陽光発電設備整備 (農振法第13条第2項該当)

※ 除外事案ごとに事業計画概要書(様式第3号別添4)、除外検討表(様式第3号別添5)、配置図、位置図及び変更箇所に係る詳細農用地利用計画図(地番及び地目も記載すること。)を添付すること。
※ 番号は、様式第3号別添4及び5の番号に合わせること。
※ 除外理由については、除外する土地が農用地区域の設定基準(法第10条第3項各号に掲げる事項)に該当しない土地となった理由、農用地区域に含まれない土地(法第10条第4項、政令第8条各号、規則第4条の4第1項各号に掲げる事項)となった理由又は農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外することを適当とした理由(法第13条第1項及び第2項に掲げる事項)を記載するとともに、根拠法令の条項を記載すること。

2 農用地区域への編入一覧

番 号	地区名	地番	面積(㎡)	現況地目	編入理由

3 農用地区域への用途変更一覧

番 号	地区名	地番	面積(㎡)	現況地目	用途変更理由

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

農用地区域からの除外に関する検討表		転用事業名	太陽光発電設備 整備	番 号	1
1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由 (1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 事業計画者は、脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として、環境に負荷をかけない安全エネルギー供給の必要性を認識していることから、太陽光発電に適した効率の良い地域であり、かつ今後耕作の予定がない土地を取得し、当該地において太陽光発電事業を行う。 当該地の土地所有者は、農地の維持管理に苦慮しており、農地を提供したいとの意向であり、同地域周辺で有効に再利用できる休耕地を探していた事業計画者が適地と判断し、選定に至った。 (2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 同地域は、農地以外の平地が少ないため、太陽光発電パネルを設置する場合は農地を活用せざるを得ない。また、周辺には条件を満たす一定程度の大きさの土地が無いうえ、当該地以外には地権者から同意を得られる土地が他にはなく、当該地以外に代替地がない。 2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 当該地付近に農地の利用集積をしている箇所はないことに加えて、当該地は休耕地であることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。 3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、南側、東側及び西側が、土地所有者が管理する休耕地、北側が道路に面している。 杭打ち架台によりパネルを設置することから、通風、日照、排水等近隣への影響はなく、周辺農地で農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。 4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地付近においては農地の利用集積をしている箇所はなく、また所有者は認定農業者ではないため、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがない。	5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 当該事業計画地及び周辺に該当する施設はなく、用排水等の機能に支障を及ぼすおそれはない。 6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 土地改良事業は該当しない。 7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）カ（ア）：その他2種） (2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）オ（イ）に非該当） (3) 農業委員会との協議状況 ① （1）・(2)の確認日：令和8年7月24日 ② （1）・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容				
	8 他法令による規制との調整の見込み (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 文化財保護法（文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地エリア内）				